電子申請・電子納付について

・労働保険の適用徴収関係手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。
・電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間、休日でも手続ができます。
・年度更新を電子申請した場合は、併せて電子納付することが可能です。また、延納（分割納付）の申請をした場合の第２期以降の納付については、年度更新を電子申請していない場合でも電子納付ができます。
・労働保険の適用徴収関係手続の電子申請は、受付機能が平成２２年１月から電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）に統合されました。

年度更新（P4 参照）の電子申請には便利な「アクセスコード」をご使用ください

○　「アクセスコード」とは…

郵送された年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字が「アクセスコード」です。

○　「アクセスコード」を使用すると…

年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容（労働保険番号、保険料率等）と同じ項目を電子申請様式に取り込むことができます。これにより、前年度の申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

電子証明書について

電子証明書とは、インターネットを利用してやりとりするデータについて、データ作成者の本人確認、データの真正性を証明するもので、電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。（※）

詳しくは下記ホームページ等にて、労働保険適用徴収関係手続で利用可能な電子証明書を発行している認証局をご確認のうえ、各認証局にお問い合わせください。

※ 社会保険労務士がアクセスコードを使用して電子申請による年度更新申告手続を行う場合は、事業主の電子署名を省略することができます。

電子申請等の詳しい内容については

「電子政府の総合窓口（e−Ｇｏｖ）」電子申請のページ（http://www.e-gov.go.jp）をご覧ください。

また、電子申請の事前準備や操作方法等については、

「電子政府利用支援センター」

・電話番号：050−3786−2225（050ビジネスダイヤル）

※ＩＰ電話網の障害等により050ビジネスダイヤルをご利用頂けない場合は、017−771−9008（通常通話料金）

・受付時間：4〜7月	**平日**	**9時から19時まで**
	土日祝日	**9時から17時まで**
8〜3月	**平日・土日祝日**	**9時から17時まで**

へお問い合わせください。